

NOSAIの農業共済事業

制度の特徴

1. 国の政策保険です

農業災害に対する国の補償政策の手段としており、災害に対する公共的な救済という性格が強い制度です。

2. 共済掛金や事務費の一部を国が負担します

国が農家の共済掛金を一部負担しています。また、農業共済団体が事業を運営する経費についても、国が負担しています。

3. 国が保険しています

農家は、組合を通じて加入することになっていますが、組合の責任の一部を国が持つことによって責任を分担し、共済金の支払いに備えています。

4. 損害防止活動を実施しています

病害虫発生予察事業や、薬剤等の助成を行っています。

水稻・麦

農作物共済	加入基準	水稻・麦		水稻	麦
		半相殺方式	全相殺方式	品質方式	災害収入共済方式
	責任期間	本田移植期(直播・麦は発芽期)から収穫期			
	共済金の支払	すべての自然災害、鳥獣害、病虫害等による減収があった場合 1.5割 ← (支払対象外) 基準収獲量 農家ごとに基準収獲量の1.5割を超える減収があった場合	すべての自然災害、鳥獣害、病虫害等による減収があった場合 1割 ← (支払対象外) 基準収獲量 農家ごとに基準収獲量の1割を超える減収があった場合	すべての自然災害、鳥獣害、病虫害等による減収と品質低下による生産金額の減少があった場合 1割 ← (支払対象外) 基準生産金額 農家ごとに総収獲量が基準収獲量を下回り、かつ生産(販売)金額が基準生産金額の9割を下回った場合	

※ 鳥獣害(イノシシ、サル等)の発生が見込まれる圃場を所有する方は「一筆半損特約」の選択をお勧めします。

大豆・そば

畑作物共済	加入基準	大豆		そば	
		半相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	地域インデックス方式
	責任期間	発芽期から収穫期			
	共済金の支払	すべての自然災害、鳥獣害、病虫害による減収があった場合			
畑作物共済	加入基準	大豆を5アール以上栽培する農家	大豆を5アール以上栽培し、収獲量の概ね全量を農協等に出荷しており、出荷実績が把握できる農家	そばを5アール以上栽培し、収獲量の概ね全量を農協等に出荷しており、出荷実績が把握できる農家	そばを5アール以上栽培する農家
		農家ごとに基準収獲量の2割を超える減収があった場合	農家ごとに基準収獲量の1割を超える減収があった場合	農家ごとに基準収獲量の2割を超える減収があった場合	統計単位地域ごとにその年産の統計単収が基準単収(※)の9割にあたる数量を下回った場合

※基準単収…統計単位地域における統計単収の過去5年中中庸3か年平均値

牛·豚

家 畜 共 済	加入 基準	牛	種豚	肉豚
		出生後第4月の月の末日を経過した牛および子牛等(受精等後240日以降の胎児を含む)	出生後第5月の月の末日を経過した種豚	出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日)から第8月の月の末日までの肉豚
	責任 期間	共済掛金が納入された日の翌日から1年間		
	共済金の 支払い	死亡廃用共済…死亡および廃用認定された場合(肉豚は特定事故の死亡のみ対象)		
		疾病傷害共済…疾病および傷害になった場合		

りんご・ぶどう・なし・かき

果 樹 共 済	加入 基準	収穫共済		樹体共済
		減収総合一般方式	減収総合短縮方式	
		栽培面積が、類ごとに5アール以上栽培する農家		
	責任 期間	花芽の形成期から収穫 期(約1年半)	発芽期から収穫期(約 半年間)	りんご、なし、かきは、7月1日から1年 間、ぶどうは5月10日から1年間
共済金の 支払い	すべての自然災害、鳥獣害、病虫害等によって 農家ごとに基準収穫量の3割を超える減収があ った場合		損害額が共済価格の1割または10万円 を超える損害があった場合	

特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物

園芸施設共済	加入基準	設置面積の合計が1アール以上ある農家
	責任期間	共済掛金が納入された日の翌日から1年間(ただし、パイプ本体の撤去期間がある場合は設置期間)
	共済金の支払い	すべての自然災害、鳥獣害、病虫害により、1棟ごとの損害額が以下のいずれかを超えた場合 ①1万円を超えた場合(特約) ⑤50万円を超えた場合 ②3万円または共済価額の5%を超えた場合 ⑥100万円を超えた場合 ③10万円を超えた場合 ④20万円を超えた場合 (①～⑥は加入者が選択)

農作物、畑作物、家畜、果樹、園芸施設共済では、農業者ごとに過去の被害率に応じた掛金率が設定されています

建物共済



掛金が安く補償内容も充実しています。

火災共済

火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下、衝突、給排水設備の事故による水ぬれなど



1棟当たり **6,000万円** まで

総合共済

火災共済事故のほか風水害、雪害、土砂崩れ、地震、噴火、津波などの自然災害（地震、噴火、津波は契約額の50%限度）



1棟当たり **4,000万円** まで

※火災共済と総合共済あわせてご加入される場合の加入限度額は**1億円**です。

建物に収容する家具類、農機具も大きな財産です。

家具類は

2,500万円 まで

●家具類のみのご加入はできません。

農機具は

1,500万円 まで

●農機具のみのご加入はできません。

加入資格

組合における加入資格は右記の加入資格要件1から3のいずれかに該当すれば加入できます。

建物共済の加入資格要件

1. 水稻、麦、家畜、果樹、大豆、園芸施設のいずれかの共済に加入している方
2. 収入保険に加入している方
3. 農業に従事している方

農機具損害共済

加入できる農機具は

◎新品または中古で購入されたトラクター、田植機、コンバインの主穀作用農機具など

◎1台当たり
10万円～
1,500万円まで

（令和6年4月より
2,000万円まで
ご加入いただけます）



支払対象となる主な事故は

稼働中の事故

衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みなど
※農作業中に係る稼働中のみとなります。

火災等の事故

火災、落雷、盗難、鳥獣害、第三者行為によるき損、物体の落下、飛来、破裂、爆発

自然災害の事故

台風、洪水、暴風雨、雪害、高潮、土砂崩れなど
※地震、噴火、津波による損害は除きます。